

「横浜市における償却資産調査業務について」

横浜市 財政局主税部償却資産課
担当係長 横内 仁
専任職 宮入 康行

1 横浜市償却資産センターの概要

課長1名、係長2名、専任職4名、職員40名。

21年度に18区役所で実施していた償却資産業務を集約化し全市分の事務を実施している。申告窓口を一本化したことで、納税者等の利便性が向上し、事務処理を集中化して効率性が向上した。職員の人材育成に努め、丁寧でタイムリーな情報発信を心がけ、適正な申告に向けて税理士会や法人会への説明も行い、調査事務の充実による一層の税収確保を図っている。

2 償却資産調査の種類

(1) 新設企業等調査

新設された事業所等について、庁内関係部署と連携をとって、「建物等の建築確認申請」、「法人市民税設立届、異動届」、「個人市民税事業開設届」、「生活衛生関係の営業許可」から、通年を通して、課税客体の捕捉に取り組んでいる。その他、新聞折り込み、インターネット情報等も参考としている。

(2) 不申告調査（申告のしょうよう）

申告書を送付した企業等のうち、申告のない企業等については、催告状（葉書）の送付→電話による催告→現地調査等の対応となる。5月に職員総出で約2,500件に電話をしたが、電話による催告は、不申告の解消効果が高い。

(3) 過年度チェック（申告書の総めくり）

5～6月にすべての申告書（約48,000件）の内容を再確認し、前年度以前に申告しなければならない資産を発見し課税修正等の手続きを行う。また、この調査を通して、次の各種調査対象者の抽出も行う。この調査により税額の変更に至ったのは約2,000件、追徴課税分の発見に繋がる大変重要な作業である。

(4) 書面調査

「減価償却資産明細書」や「固定資産台帳」の写し等、減価償却資産の内訳がわかる資料の

提出（郵送等）を求め、提出された資料によって申告内容の確認を行うもので、本社機能や経理部署が遠方に所在する場合に有効な調査手法である。今年度約120件実施した。

(5) 税務署調査

申告された内容に疑義があるものについて、横浜市管轄の7税務署に協力して貰い、所得税及び法人税確定申告書等の国税資料を閲覧・活用し、裏付け資料の収集を行い、実地調査等へ繋げている。例年約700件実施。

(6) 一般実地調査

実地調査とは、主に、中小企業や個人事業主の方を対象として、アポイントをとって現地に行き、帳簿調査・折衝による調査をすること。申告の誤りが多いケースに、3年間一括償却や即時償却の取扱い等の少額資産関係、リース資産の申告が見受けられる。

(7) 大企業調査

実地調査が必要と認められる者で原則「資本金が1億円超の企業」を大企業調査の対象としている。会計処理が複雑で経理担当者や税理士との対応に専門的な知識・技術を要するため、専任職2名を中心としたプロジェクトチームを作り実施している。例年約20件実施。職員は、必ずこの調査か次の大規模家屋調査を受け持つ。

(8) 大規模家屋調査

家屋と償却資産の区分の間違いが申告誤りに繋がるケースが多いので、区役所家屋担当と県税事務所との合同調査対象である1,000㎡以上の新增築事業用家屋について同行し、償却資産申告対象資産を抽出し、事業者への通知や申告しょうようを行う。家屋と償却資産の区分に関する知識・技術を要するため、専任職2名を中心としたプロジェクトチームを作り実施している。通年を通しての調査であり、今年度は約80件を実施予定。

3 調査実績

不申告調査・過年度チェック等で、発見された追徴課税額は、約8億円に上る。実際に調査を行わなければ、正しい申告額は出てこない。

償却資産実地調査は適正・公平な課税の推進にはなくてはならないものである。